

千葉市荒久遺跡の焼失住居の調査について

小林 清隆・山口 典子

I はじめに

私達が発掘調査によって検出する竪穴住居は、その住居の使用が停止され、廃棄された後にも、様々な変化が加えられているのが常である。保存状態の良好な竪穴住居にして、はじめて廃棄時の状況が復原可能となってくるであろう。しかし、それも廃棄時に近いということで、廃棄時点での状況を再現している訳ではない。それは、台地に立地する竪穴住居の、木質部分が通常朽ちてしまうところに起因している。したがって対象は、必然的に竪穴住居の内部、それも下部空間という範囲に限定されてしまうことになる。

昨年、今泉潔さんと筆者等で大井東山遺跡の報告書(注1)をまとめた際に、住居の構築から廃棄に至る、人間の諸行動を検討したことがあった。ここで前述のような理由から生じる限界性を強く感じ、問題を残す結果になった。千葉県内では、群馬県黒井峯遺跡(注2)のような遺跡が発見さ

れることはないので、発掘時点から整理作業の一連の工程の中で、解明していかなければならないことを述べるにとどまった。ただ、生活空間がすっぽり埋まった遺跡以外に、住居の廃棄時の状況を明らかにする材料として、構築材が炭化して残っている場合が有効となることを挙げておいた。

昭和62年4月から千葉市荒久遺跡の調査を実施することになった。本遺跡は確認調査を行っており、古墳時代後期の集落が存在することも予想され、大井東山遺跡で提起した問題点を究明していく良い機会になるものと期待した。実際遺構検出を進めていくと、古墳時代後期の住居跡が確認され、そのなかには、明らかに焼失住居とわかるものが数軒あり、計画的に調査を進めることにした。

今回は、焼失住居の調査、特に調査中の炭化材の取扱に注意した結果、いくつかの成果を得ることができたので、荒久遺跡の調査速報を兼ねて、その概要を報告したい。



第1図 遺跡の位置(1.荒久遺跡 2.荒久古墳 3.鶯谷津遺跡B区)

II 遺跡の位置と調査の概要

荒久遺跡は千葉市青葉町農林省畜産試験場の跡地内に所在する。

都川は、千葉市のほぼ中央を下総台地を開析しながら東西に貫流する。この川の南約2km、東京湾から約1.7kmの所に東京湾から入り込む通称千葉寺谷と言われる南北にのびる谷がある。千葉寺谷はその両側に小支谷を形成しているが、この小支谷に面していくつかの遺跡が存在し、本遺跡もその一つである（第1図）。本遺跡は千葉寺谷の比較的奥部の東側の台地上に立地し、千葉寺谷を挟んで向かい側の台地に和銅2年の縁起を持つ千葉寺がある。

農林省畜産試験場の跡地内には古くから荒久古墳が存在することが知られていたが、先述したように昭和57年度と昭和58年度の2年度にわたり跡地内の包蔵地について確認調査を実施した。その結果小支谷を挟んで大きく2つの地域に分けられ、北側の台地には奈良・平安時代の方形周溝遺構がまとまって存在し、南側には弥生時代後期から古墳時代を中心とする集落が存在することがわかった。先述の荒久古墳は集落の南の台地先端にある。1辺9mの方墳で、南側に横穴式石室が開口しており、明治24年に発掘調査しているが、出土遺物は散逸し詳細は不明である（注3）。その後の昭和34年の精査では琥珀製裏玉3点、鉄製馬具片、人骨等が出土した。

昭和62年度は集落跡の一部について本調査を実施した。その結果検出した遺構は竪穴住居跡55軒（弥生時代後期～古墳時代前期41、古墳時代中期4、古墳時代後期9、奈良時代1）、炉穴1基、土坑9基、溝状遺構の他、先土器時代の遺物集中地点7か所である。しかし台地は調査区の西側へさらに延びること、調査区の東側では攪乱が著しく、既に何軒かの竪穴住居が破壊されてしまっていると推測されることなどを考えあわせると、弥生時代後期から古墳時代にかけてかなりの規模で集落が営まれていたことがうかがわれる。出土遺物としては土器類の他、直刃鎌、短冊形鉄斧、集落からの出土は珍しい銅鏃などがある。また、僅か3点ではあるが柵列などから布目瓦片が出土し、このうち1点には「卍」のへら書きがあった。これらは千葉寺関係のものと考えられ、興味もたれる。

竪穴住居には先述したように火を受けた住居が多く見られた。古墳時代後期では9軒の竪穴住居のうち5軒が焼失住居であった。この時期の竪穴住居は、確認面からの掘込みが深く遺存状態の良好なものが多く、炭化材の残りも良かった。しかし、それにもかかわらず床面からの出土遺物も覆土からの遺物も少ないのが特徴である。この中で後述する2軒（039号跡・104号跡）では柱穴の上に柱材が炭化して残っており、きわめて貴重な資料であると言える。

III 調査の方法

焼失住居は散在する炭化材を壊さないように検出しなければならず、調査と記録にかなりの時間がかかってしまう。したがって、検出直後は遺存が良好であった炭化材でも、写真撮影や取り上げる際にはすでに乾燥して崩壊してしまう場合が多い。このため炭化材を検出しながらPEG（ポリエチレングリコール）の薄め液を日に何回か塗布してみたところ、炭化材の乾燥と崩壊をかなり防ぐことができた。しかしこれによってもPEGが充分浸透しないために炭化材の内部までを強化するには至らず、取り上げの際には殆どが崩壊してしまった。このような状況のため、加工痕のある炭化材や柱材など、原形を保存したい炭化材についてはPEGによる保護だけではなく、取り上げる際に薄い和紙を離型材としてかぶせ、発泡ウレタンで包んで取り上げた（注4）。現在、これらについては当センター研究部服部哲則氏の御協力により保存処理を行っているが、処理の途中でであり、結果については後日報告したい。なお、柱材を伴う柱穴の土層断面については、当初柱材と一緒にそのまま保存することを考えたが、検討の結果、無理であるために剥ぎ取りによって保存した。



第2図 039号跡炭化材・焼土出土状況

IV 調査の結果

039号跡（第2・3図）

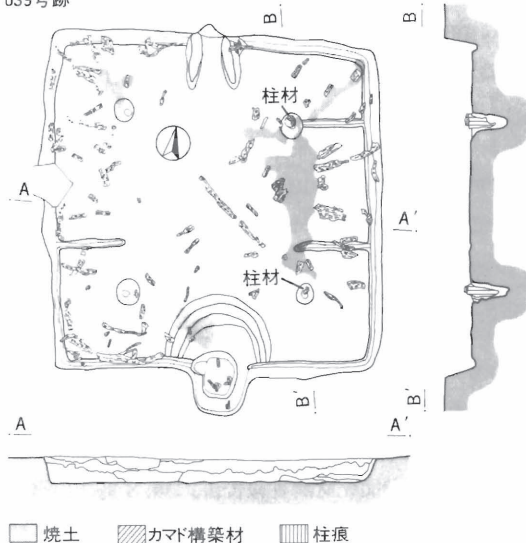
南壁中央部に方形の張り出しを持つ6m四方の正方形の竪穴住居。遺物は、西壁際床面から壺形土器、砥石が出土した他はいずれも破片で量も少ない。

炭化材は壁際を中心に検出され、コーナー付近に特に集中していた。殆どが床面か、それよりもわずかに浮いたレベルである。また北東から北西壁際では壁に寄りかかった状態の角材状や板状の炭化材が多く見られたがこれは壁に立っていたわけではなく、壁際に存在したものが焼け落ちたためと考えられる。西壁付近の焼土周辺には炭化したカヤが出土した。

4本の柱穴にはすべて柱痕が認められ、北東と南東の柱穴には柱痕のうえに柱材の一部が遺存していた。いずれも直径20cm程の丸太であるが付近にはこれとつながるような炭化材は検出されていない。炭化材はカマド覆土上にもあり、カマド覆土中には炭化材を含んでいない。またカマド火袋部の床面よりやや浮いた所から土玉1点が出土しているが、この土玉には2次的な火熱を受けた痕跡は認められない。

竪穴住居の覆土はロームブロックを多量に含んだしまった黒色土を中心としたものであった。また、貯蔵穴の底面から約20cm上までは炭化材が堆積し、その上約5cmの厚さで焼土が堆積していた。このことから火災時に貯蔵穴はまだ埋まっていなかったものと考えられよう。

039号跡



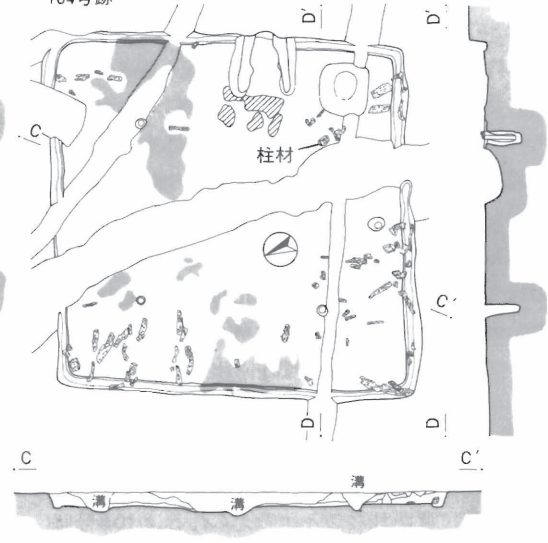
104号跡（第3図）

039号跡から南東に50mに位置する。カマドを東壁に設け主軸方向はE-21°-Sになる。規模は6.25m×6.30mでほぼ正方形を呈する。後世の遺構で切られて遺存度が低く、遺物も少量である。

検出面から炭化材や焼土が認められたが、ほとんどが床面か床面に近いレベルで検出されている。出土状況は、住居中央部に少なく、コーナー付近に多いという様子を見せる。いわゆる放射状の広がり方ではなく、4か所ほどに集中する傾向がうかがわれる。カマドの左側北東コーナー付近は、形状がままたない小形のもの少量で、右側でも丸太状の材が散在するのみであるが、ここで径25cmの柱材を検出することができた。この柱材は床面から10cmまで遺存し、その上端面には斜めに切断したような痕跡が残されている。南西コーナー部分は比較的大形が多く、特に角に近接して出土しているものは分厚い板状をとどめている。また、端部に切断痕を認める丸太材や、加工痕がある角状の材が数点存在するのも特筆される。北西部分は丸太状の炭化材が多く認められるが全体に細い。焼土は2か所に広がりをもち、その下の床面は真赤に焼け、カマドの構築材（図中の斜線部も構築材の一部である）も焼失に伴って火熱を受けている。壁下に溝がめぐり、この覆土に炭化物が認められ、壁の保護材の存在を示している。

いずれにせよ、検出した炭化材が住居構築材の全部ではないことは明らかである。

104号跡



第3図 炭化材・焼土出土状況

0 4m

V まとめ

本遺跡の焼失住居のうち柱を検出した2軒について概要を述べてきたが、これらから焼失にいたるまでの過程についていくつかの推測が成り立つ。

まず、2軒とも柱穴の上面に炭化した柱材を検出したが、柱材が残っていない柱穴にも柱痕が確認できた。しかし、どちらの竪穴住居でも他には柱材が倒れたような炭化材は検出されず、また、104号跡では、柱材の上端部が切断されたような状況を示すことなどを考え合わせると、柱は根元を残して切断されてしまっている可能性が考えられる。このような状況は、長野県佐久市市道遺跡(注5)等でも想定されている。また、本遺跡の北東1.4kmの所に位置する千葉県星久喜遺跡(注6)でも柱材を検出した竪穴住居があるが、炭化材の出土状況を見るかぎり、やはり柱材が倒れたような状況は見られない。また、柱材に限らず2軒から検出した炭化材の量は上屋構造の全てではないであろう。

IIでのべたように、この時期の焼失住居では出土する遺物が少なく、床面から出土し、完形に近い土器は、2点か3点で、破片でさえ僅かであり、焼失する前に持ち出されている可能性が高い。039号跡は確認面からの掘込みが深かったが、覆土中の遺物も少なかった。また、覆土もロームブロックを多量に含んだ黒色土であり、自然に埋まっていたと考えるより、短時間で埋まってしまったような堆積状況を示している。104号跡の場合、039号跡のようなロームブロックは含まず、黒色土で埋まっている。

また、039号跡の貯蔵穴の堆積状況を見ると、底面に大形の炭化材が堆積し、その上に焼土が堆積していた。したがって貯蔵穴がまだ埋まっていない時期、すなわち竪穴住居廃棄後余り時間がたっていない時期に火を受けたと考えられよう。

次にカマドの状態についてみてみたい。まず039号跡ではカマドの覆土上に炭化材が検出され、また、カマドの覆土中には炭化材を含んでいなかった。この他、カマド火袋部から出土した土玉には2次的火熱の痕跡が認められないことから、焼失時にはカマドはすでに埋め戻されていたのであろう。さらに土玉は、カマドを使用しなくなってから火袋部に置かれたことが考えられる。104号跡でもカマド前に火熱をうけたカマド構築材が散在

していた。したがって2軒のカマドとも、焼失時にはすでにカマドとしての機能を失っていたことになる。

これら柱の切断、上屋構築材の不足、土器類の持ちだし、住居の廃棄から焼失までが短期間である点、カマド機能の停止行為を考え合わせると、この火災が偶然によるものではない可能性が考えられる。この様な焼失住居に見られる竪穴住居の廃棄とカマドの廃棄については群馬県村主遺跡(注7)において、中沢悟氏が住居の引っ越しに伴う一つの行為として検討している。氏が対象としていた奈良時代の焼失住居と、今回報告した2軒とは現象的には共通する部分が多い。しかし、焼失にいたる過程は複雑で、全てに当てはめることは困難であろう。仮に荒久遺跡の場合を含めて、柱材を抜き去ったり、または切断して外に持ち出した後、次に構築した住居は比較的近距离の範囲であることが条件になってくるはずである。近くに継続する住居が存在しないとすると、カマドの廃棄のように柱材を持ち出す行為自体に意味があったのかもしれない。またカマドの機能を停止させていても、039号跡のようにカマドの火袋部に遺物を入れて天井部を落とす行為と、ことごとくカマドを破壊することなども焼失させる目的に違いがあることを暗示させている。住居内に残す遺物の多寡も同様である。廃棄の状況は多岐にわたるが、焼失が意志の反映であることも確かである。

注

- 1)『大井東山遺跡・大井大畑遺跡』(財)千葉県文化財センター 1987
- 2)『黒井峯のむら』群馬県北群馬郡持村教育委員会 1986
- 3)「荒久遺跡」『千葉市史 資料編1 原始古代中世』千葉市 1976
- 4)発泡ウレタンを使用する遺物等の取り上げ方法の詳細については、次の文献を参照されたい。「低湿地遺跡の水浸木質遺物の取り上げ」『研究連絡誌』第20号 (財)千葉県文化財センター 1987
- 5)『長野県佐久市市道遺跡』市道遺跡発掘調査団 1976
- 6)『千葉市文化財調査報告書』第8集 1984
- 7)『大原II遺跡・村主遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986